

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 9 月 1 日

愛媛県立東予高等学校長 檜垣 知美

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県立東予高等学校校門等修繕業務
- (2) 業務の内容等
仕様書等配布資料のとおり
- (3) 業務期間
契約の日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで
- (4) 業務の履行場所
愛媛県立東予高等学校 愛媛県西条市周布 650
- (5) 入札方法
ア 入札は、紙入札により行うこと。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 知事の審査を受け、令和 5 ～ 7 年度の競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (3) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
 - (4) 過去 5 年間に、国又は地方公共団体等において種類を同じくする業務を履行した実績を有する者であること。
 - (5) 愛媛県内に事業所を有し、特定建設業許可又は一般建設業許可「建築工事業」を取得している者であること。
- ※ 上記の確認方法については、下記 12 のとおり。

3 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 入札書提出期間
令和 7 年 9 月 18 日(木)から令和 7 年 9 月 22 日(月)の午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分までに、下記 14 の照会先へ提出すること。
※郵送により提出する場合は必着とする。
- (2) 開札日時

令和7年9月24日(水) 午前10時00分

(3) 場所

愛媛県立東予高等学校 応接室

4 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）、会計規則及び契約に関して発注者が別に定めるものを熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、14に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等について
の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、発注者があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
ア 件 名
イ 入札金額
ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式1による入札書を、持参又は郵便（書留郵便に限る。以下同じ。）により提出しなければならない。加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。郵送により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮に氏名を朱書し、外封筒の封皮には「9月1日開札[愛媛県立東予高等学校正門等取替修繕業務]の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を令和7年9月12日（金）午後4時50分までに提出しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期又は廃止することがある。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (12) 入札金額は、本体業務に要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札

金額を見積もるものとする。

- (14) 入札公告等により受託要件確認書を提出した者に係る資格審査が入札日時までに終了しないときは、当該者は入札に参加することができない。
- (15) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が、開札に立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (16) 開札を行う会場（以下「入札会場」という。）には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び4(15)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。また、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退した場合及び特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札会場を退場することができない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に競争入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）又はその写しを提示することとし、代理人にあつては別紙様式2による入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (19) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (20) 入札参加資格者又はその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人すべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。
- (22) 入札回数は、原則として2回を限度とするが、2回で落札しない場合において、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、別紙様式3による見積書を徴する。
- (23) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、当初の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、再度の入札及び見積合せには参加できないものとする。

5 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申立てができないものとする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 件名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 入札参加者又はその代理人の提出した2以上の入札書
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明確である入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示

のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）

- (7) 件名等の名称に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (10) 納付した入札保証金の額が入札者の見積もる契約金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (13) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書
- (14) その他会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載する。入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者としがない場合がある。また、入札参加者及びその代理人は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。
 - ア 契約の相手方となるべき者の申込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
 - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当と認められるとき。なお、最低の価格で入札をした者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とすることがある。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札後、会計規則、仕様書、契約条項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。

7 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号)第 135 条から第 137 条までの規定による。

8 契約保証金

愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

9 契約書作成の要否

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、下記 10 に掲げる入札要求事項提出期限までに電子メール（toyot-hof@school.esnet.ed.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から 5 日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

10 契約条項

11 において配布する「仕様書及び添付書類」のとおり。

11 入札関係書類の配布方法

令和 7 年 9 月 1 日（月）から 9 月 12 日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分までをいう。）に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県立東予高等学校ホームページにおいて公表する。

12 入札参加資格確認方法

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

なお、学校長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 必要書類

- ア 受託要件確認書
- イ 上記 2 (4) を証する書面
- ウ 上記 2 (5) を証する書面

(2) 提出先及び提出期限等

- ア 提出先
 - 下記 14 の照会先
- イ 提出期限
 - 令和 7 年 9 月 12 日（金）午後 4 時 50 分まで
- ウ 提出方法
 - 持参又は郵送（期限必着）
- エ 受付時間

持参する場合は、休日を除く日の、午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）とする。

(3) 入札参加の通知

提出された入札参加資格確認書類の内容を確認し、令和 7 年 9 月 17 日（水）までに通知する。

13 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人が、本件業務に関して要した費用については、すべて当該者が負担するものとする。
- (2) 本入札についての質問
 - ア 本入札についての質問は、質問事項を記載した書面により提出することができる。
 - イ 本入札についての質問を提出する場合は、令和7年9月12日(金)午後4時50分までに、14に記載する照会先へ提出すること。
 - ウ 入札上の注意事項は、11において配布する資料によるものとする。

14 照会先

- (1) 担当係名 愛媛県立東予高等学校 事務室
- (2) 所在地 〒799-1371 愛媛県西条市周布 650
- (3) 電話番号 0898-64-2119
- (4) メール toyt-hof@school.esnet.ed.jp